

令和7年9月1日
都市整備局市街地整備調整課

土地区画整理法第76条事務手続要領等の一部改正について

1 趣旨

宅地造成及び特定盛土等規制法及び横浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則が改正されたことに伴う所要の改正と、その他必要な形式的な変更を行いました。

2 改正概要

法律改正に伴う改正

3 意見公募手続

宅地造成及び特定盛土等規制法及び横浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の適用に伴い、当然必要とされる規定の整理及びその他必要な形式的な変更であるため、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第5条第4項第8号ア及びイの規定により、意見公募手続は行いませんでした。

4 施行日

令和7年9月1日